

# 施策評価シート（平成28年度実績評価）

## ◎ 施策の基本情報

総合計画 中期プラン	政策No.	2-1	政策名	環境の保全	政策の 目指す姿	豊かな自然と生活環境を守り暮らしています	施策 主管課	生活環境課	施策主管 課長名	清水 正浩
	施策No.	3	施策名	公害の防止	施策の 目指す姿	公害から生活が守られています	関係課名	防災危機管理課		
	現状と課題	・市内の大気汚染、河川の水質汚濁、道路騒音等の測定値は、概ね環境基準を達成していますが、悪臭により市民生活に悪影響を受けている地域があります。 ・東日本大震災以後における市内の空間放射線量数値は、国が定める基準値の範囲内で推移しています。								

## 1 施策の目指す姿の実現に向けた主な取組実績

(1)公害対策の推進 ○公害に対する事業者への指導と各種検査の実施 ・公害防止関係法令に基づく公害防止協定締結事業所への改善指導及び悪臭、水質、大気汚染、騒音等の測定の実施 ○化製場から発生する悪臭に対する監視体制、改善指導の強化 ・悪臭モニターによる悪臭の感知による監視及び市による定期的な悪臭測定を実施し、改善指導を実施 (2)放射能測定体制の維持 ○放射能継続監視 ・定期的な空間放射線量の測定、持ち込み食品等の放射性物質濃度の測定を実施 ○市民への正確な情報伝達 ・ホームページにおいて放射線対応に関するお知らせにより空間放射線量測定値等の情報を掲載し広報を実施
--

## 2 成果指標

成果指標名	成果指標設定の考え方 (なぜ、この指標で成果を測ることにしたのか)	成果指標の測定企画 (どのように実績を把握するのか)	単位	数値 区分	H23	H24	H25 (基準年度)	H26	H27	H28
					目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
悪臭モニターの年間 感知日数	花巻の主な公害である悪臭の状況について示す指標	出典:生活環境課 27年度における環境モニター29名が悪臭を感知した日の延べ日数	日	目標値				165	143	122
				実績値	180	232	187	197	214	236
				目標値						
				実績値						
				目標値						
				実績値						
				目標値						
				実績値						

## 3 成果指標の達成状況

達成度	達成状況に関する背景・要因
D	■成果指標「悪臭モニターの年間感知日数」…【達成度c】 施設・設備(ペーパーコントローラー)の老朽化・不具合等により十分に処理されなかった臭気が大気放出されていたことのほか、天候や気温、風向きなどの気象条件等にも左右されることが考えられる。 なお、H28年度に悪臭発生の原因が判明した部分について、改善勧告を発令し、改善計画によりH29年度中に施設の更新等の実施が完了する予定となっている。

#### 4 施策を構成する事務事業一覧

番号	事務事業名	担当課	施策への貢献度	
	事業内容(実績)		直結度	成果
1-1	公害防止対策事業	生活環境課	A	B
	各種公害関係(悪臭、水質汚濁、大気汚染、騒音等)の測定、調査の実施 (悪臭測定10回、水質・騒音・振動測定73地点)			
1-2	公害防止対策事業	生活環境課	A	B
	各種公害関係事業所等への改善指導、立ち入り調査及び公害防止パトロールの実施 (改善指導 3事業所、立入調査64事業所、パトロール 69回)			
1-3	公害防止対策事業	生活環境課	B	B
	油漏れ事故等による河川水質への影響防止の対応を実施 (6件)			
1-4	公害防止対策事業	生活環境課	A	B
	岩石・砂利採取場の現場巡視の実施 (27回)			
1-5	公害防止対策事業	生活環境課	A	B
	定期的な空間放射線量の測定(2箇所 平日1回)、持ち込み食品等の放射性物質濃度の測定(240件)を実施			

#### 5 施策を構成する事務事業の検証

(①市民ニーズや市の関与の必要性が低下した事業、②投入コストのわりに成果が低い事業、③施策への貢献度の低い事業はないか)  
なし

(施策の目標を達成するため、さらに成果の向上を図る事業はないか)  
なし

(新たに取り組むべき事業はないか)  
なし

#### 6 施策の総合的な評価

(課題)

- 市内にある化製場の悪臭公害については、改善勧告を行い、同社作成の改善計画に基づき施設の導入・更新が今年度実施されるが、対策の効果を検証するため、臭気測定、悪臭パトロールの実施と悪臭モニターによる悪臭発生状況を把握する必要がある。
- 公害防止関係法令に基づく悪臭、水質、大気汚染、騒音等の測定の実施及び公害防止パトロールを行うとともに改善指導を実施しているが、公害防止協定基準が達成されていない事業所が一部にある。
- 食品等の放射性物質濃度の測定については、大震災後6年を経ても依頼があり、放射能に対する関心が高く、安全確認が必要である。

(今後の方向性)

- 化製場への定期的な立入調査や会社との話し合いにより、悪臭発生防止対策の状況を把握し、適切な対策について引き続き指導を行う。
- 公害防止協定基準が遵守されるよう、各種測定の実施と改善指導等を継続し、公害の発生防止に努める。
- 持ち込み食品等の放射性物質濃度測定及び空間放射線量の定期測定を行い、市民の安心感の醸成に努める。